



不正改造を 「しない」・「させない」 ～10月は「不正改造車排除強化月間」～

ちょっと待って! バイクもフルマも 交換用マフラーは **基準適合品を!**

「犯罪」 って知ってる!?

ネットで購入する際は **要注意です。**

ダメ!ダメ! 違法マフラー

不正改造車の使用者 → 整備命令の発令 → 整備命令に従わない場合については 50万円以下の罰金

不正改造を実施した者 → 6ヶ月以下の拘禁刑又は 30万円以下の罰金

詳しくはQRコードを!

国土交通省

マフラー（消音器）に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用
※車検がない原動機付自転車（125cc）、軽二輪自動車（125～250cc）にもこの基準は適用されます。

- 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止**
■ マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの。
(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接合等により取り付けられており、容易に取り外せるもの
- 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用**
① 次のいずれかの表示があるマフラー
(イ) 自動車製作者表示（純正マフラー）
(例) 自動車メーカー商号、商標等
(ロ) 装置型式指定品表示（自マーク）
(例) 自
(ハ) 性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）
(例) 性能等確認済表示の例
(性能等確認済表示の例)
(ニ) 協定規則適合品表示（Eマーク）
(例) E4
(ホ) 欧州適合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）
(例) E4
(数字は認定値の番号を示し、車号は認定値により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合は除きます。)
- 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー**
(イ) 加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等
■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。
(ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等
■ 外国の法令に基づく書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。
(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)
・COCペーパー（EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）
・WVTAラベル又はプレート（EU指令に基づき車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

注意! 平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考：不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者 → 整備命令の発令 → 整備命令に従わない場合については 50万円以下の罰金

不正改造を実施した者 → 6ヶ月以下の拘禁刑又は 30万円以下の罰金

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、レジャー等の場面においても広く用いられるとともに、ニーズに応じて趣向を凝らした、様々な部品等が販売されており、手軽に取付け等ができる状況にあります。

しかしながら、①タイヤ・ホイールの車体外へのはみ出し②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム（貼付け）③灯火の色が不適切な灯火器・点滅や回転する灯火等の取り付け・装備が義務付けされている灯火器の取外し④マフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着⑤基準外ウィング（エア・スポイラー）の取り付け等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっています。

これらについては、それぞれ①歩

行者に危険を及ぼすとともに車体やブレーキ機構への干渉により故障・事故の原因となる②運転者の視界を妨げ状況確認が困難となる③周囲の交通に誤認を与える④周囲に騒音をまき散らし平穏な生活を破壊する⑤他の交通の妨げにつながるため、禁止されております。

沖縄総合事務局運輸部では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、沖縄県警察本部（独）自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、関係機関及び関係団体と協力して、「不正改造車を排除する運動」を展開し、特に10月を強化月間として重点的な取組を行っています。

この機会に是非、「不正改造に関するアンケート」を実施し、どのような改造が不正改造になるのかについて理解を深めていただき、不正改造

お問合せ先

運輸部 車両安全課

098-866-1837

陸運事務所 整備部門

098-875-0300

とならないよう注意しましょう。

不正改造に関するアンケート



不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、左記まで情報をお寄せ下さい。

不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口

